

様式第三号(第十四条関係)

(表)

第 号	令和 年 月 日交付
公共工事の前払金保証事業に関する法律第 二十四条第二項の規定による実地検査証	国土交通大臣 の印
官 職	
氏 名	
年 月 日生	

(用紙B8)

(裏)

公共工事の前払金保証事業に関する法律抜すい、
第二十四条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必
要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業
に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をし
て当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査する場合において
は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるとき
は、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの
と解釈してはならない。